

盛岡市歴史文化館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市歴史文化館条例</p> <p>平成22年3月26日条例第16号</p> <p>改正 略</p> <p><u>令和7年 月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市歴史文化館条例</p> <p>第1条から第8条まで 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第9条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。</p> <p>2 使用料は、第4条第1項の許可の際に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。</p> <p>第9条の2 略</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 市長（指定管理者が管理する歴史文化館にあっては、指定管理者。以下この条及び次条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料（指定管理者が管理する歴史文化館にあっては、利用料金。次条において同じ。）を減免することができる。</p> <p>(1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者及び当該障害者の介護を行う者が使用するとき。</p> <p>(2) 市の区域内に住所を有する中学校生徒及び小学校児童並びに市の区域外に住所を有する者で市の区域内にある中学校（北陵中学校を含む。）及び小学校（月が丘小学校を含む。）に就学しているものが使用するとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。</p> <p>第11条から第20条まで 略</p>	<p>○盛岡市歴史文化館条例</p> <p>平成22年3月26日条例第16号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市歴史文化館条例</p> <p>第1条から第8条まで 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第9条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。</p> <p>2 使用料は、第4条第1項の許可の際に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。</p> <p>第9条の2 略</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 市長（指定管理者が管理する歴史文化館にあっては、指定管理者。以下この条及び次条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料（指定管理者が管理する歴史文化館にあっては、利用料金。次条において同じ。）を減免することができる。</p> <p>(1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者及び当該障害者の介護を行う者が使用するとき。</p> <p>(2) <u>市の区域内に住所を有する65歳以上の者が使用するとき。</u></p> <p>(3) 市の区域内に住所を有する中学校生徒及び小学校児童並びに市の区域外に住所を有する者で市の区域内にある中学校（北陵中学校を含む。）及び小学校（月が丘小学校を含む。）に就学しているものが使用するとき。</p> <p>(4) <u>前3号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。</u></p> <p>第11条から第20条まで 略</p>

改正後			改正前			
附 則 略			附 則 略			
附 則 (令和7年条例第 1号)						
この条例は、令和8年4月1日から施行する。						
別表 (第9条関係)			別表 (第9条関係)			
区分		個人使用料 (1人1回につ き)	団体使用料 (1人1回につ き)	区分		
歴史展示室	一般	450円	360円		300円	
	高等学校生徒	300円	240円		200円	
	中学校生徒及び小学校 児童	150円	120円		100円	
	企画展示室	展示を行うのに要した費用を勘案 して、その都度市長が定める額			展示を行うのに要した費用を勘案 して、その都度市長が定める額	
備考 団体使用料は、20人以上の団体で責任者のあるものについて適用す る。			備考 団体使用料は、20人以上の団体で責任者のあるものについて適用す る。			